

水道事業の現況について

第1回 徳島市上下水道事業経営審議会

令和8年7月8日（水）





(1) 基本理念

徳島市水道ビジョン2019（平成31年3月策定）

計画期間 2019～2028（10年間）

将来像

未来につなぐ水都
とくしまの水道

基本理念

いつでもどこでも、安全・安心な水道水を安定的に供給することを目指します

安全

いつでも安心して
使える水道水をお
届けします

強靱

どんなときでも供
給できる強靱な水
道を目指します

持続

将来にわたり運営
可能な水道を目指
します



(2) 審議会スケジュール





1. 主要施設	… 5
2. 水道管路	… 7
3. 類似事業体との比較	… 9
4. 更新の考え方	… 11
5. 管路に係る重点事業	… 13
6. 水道料金	… 14
7. 水需要の見通し	… 16
8. 財政収支の見通し	… 20
9. これまでの経営改善に向けた取組	… 22
10. まとめ	… 25

1. 主要施設

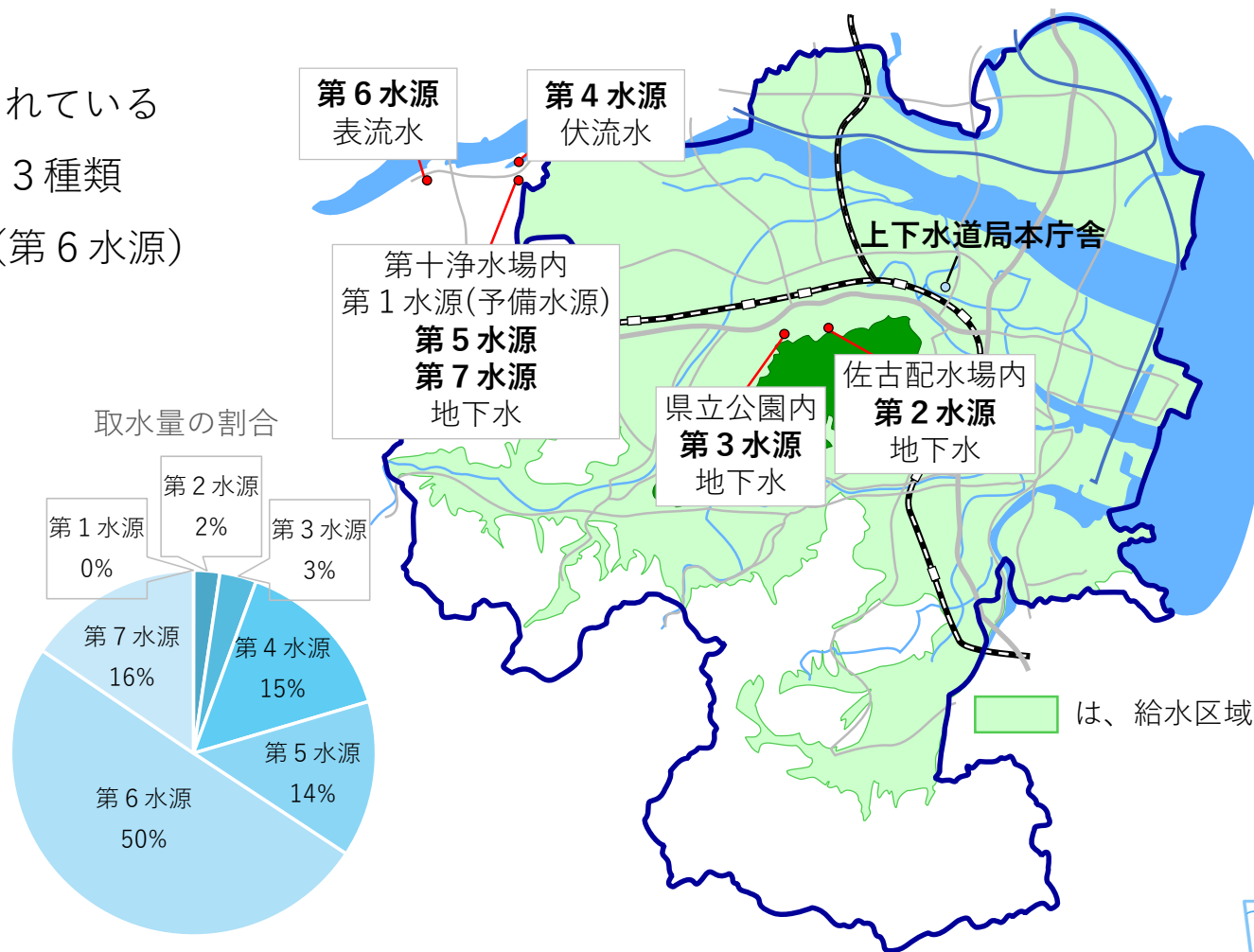


(1) 取水・浄水施設

- ▷ 本市の水道水は、第十浄水場で作られている
- ▷ 水源は、表流水、伏流水、地下水の3種類
- ▷ 取水量の約50%が吉野川の表流水（第6水源）

7つの水源

水源	種別	公称能力 (m ³ /日)
第1水源	地下水	予備水源
第2水源	地下水	2,600
第3水源	地下水	4,140
第4水源	伏流水	40,000
第5水源	地下水	13,200
第6水源	表流水	94,050
第7水源	地下水	15,000
計		168,990



1. 主要施設

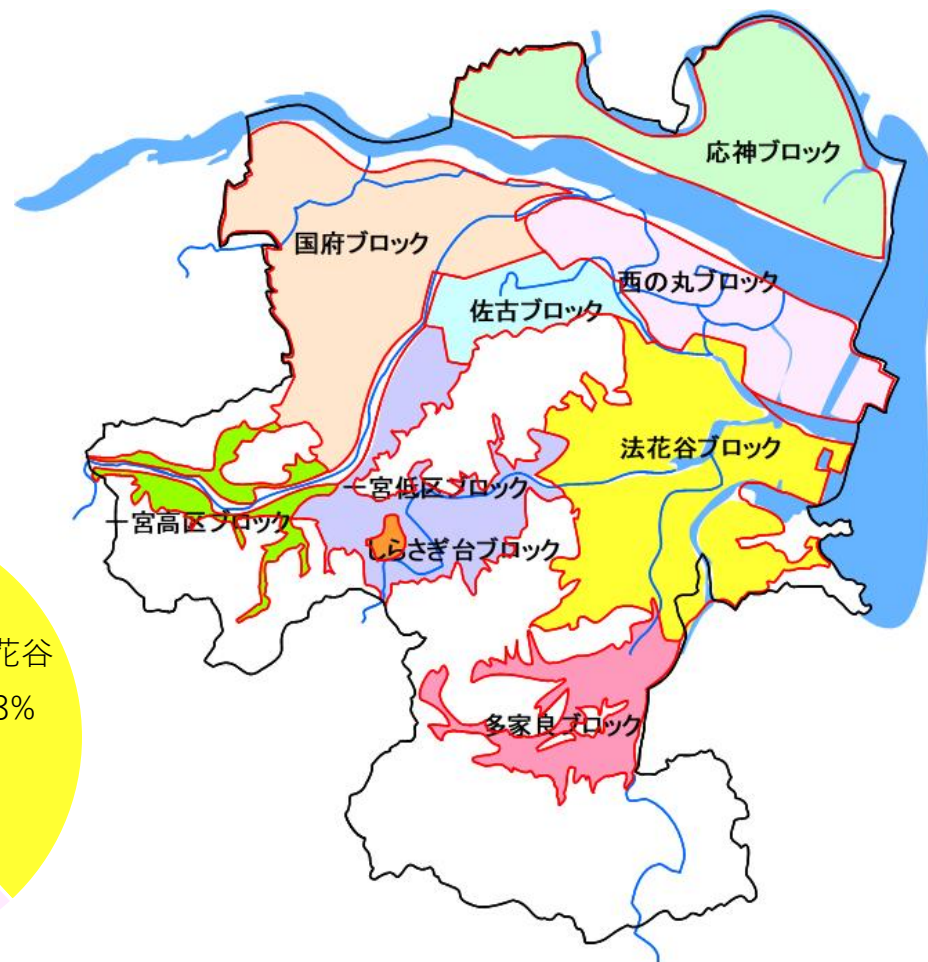
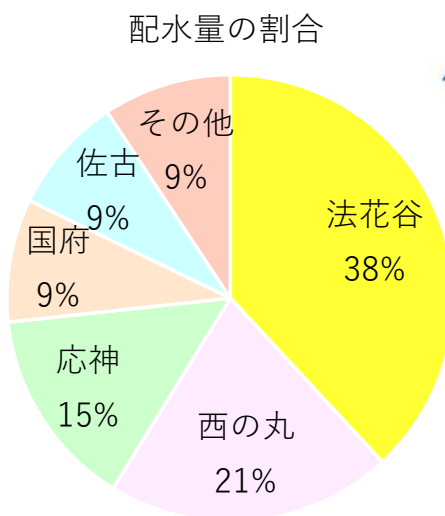


(2) 主な配水場・配水池

- ▷ 浄水場で作られた水道水は、基本的に配水場にあるポンプで高台の配水池にためられ、自然流下により、ご家庭へ

9つの配水ブロック

ブロック名	主な施設
佐古ブロック	佐古配水場
一宮高区ブロック	一宮高区配水池
一宮低区ブロック	一宮低区配水池
国府ブロック	国府配水池
法花谷ブロック	法花谷配水場
多家良ブロック	多家良配水場
西の丸ブロック	西の丸配水場
応神ブロック	第十浄水場応神系 送水ポンプ
しらさぎ台ブロック	しらさぎ台配水場



2. 水道管路

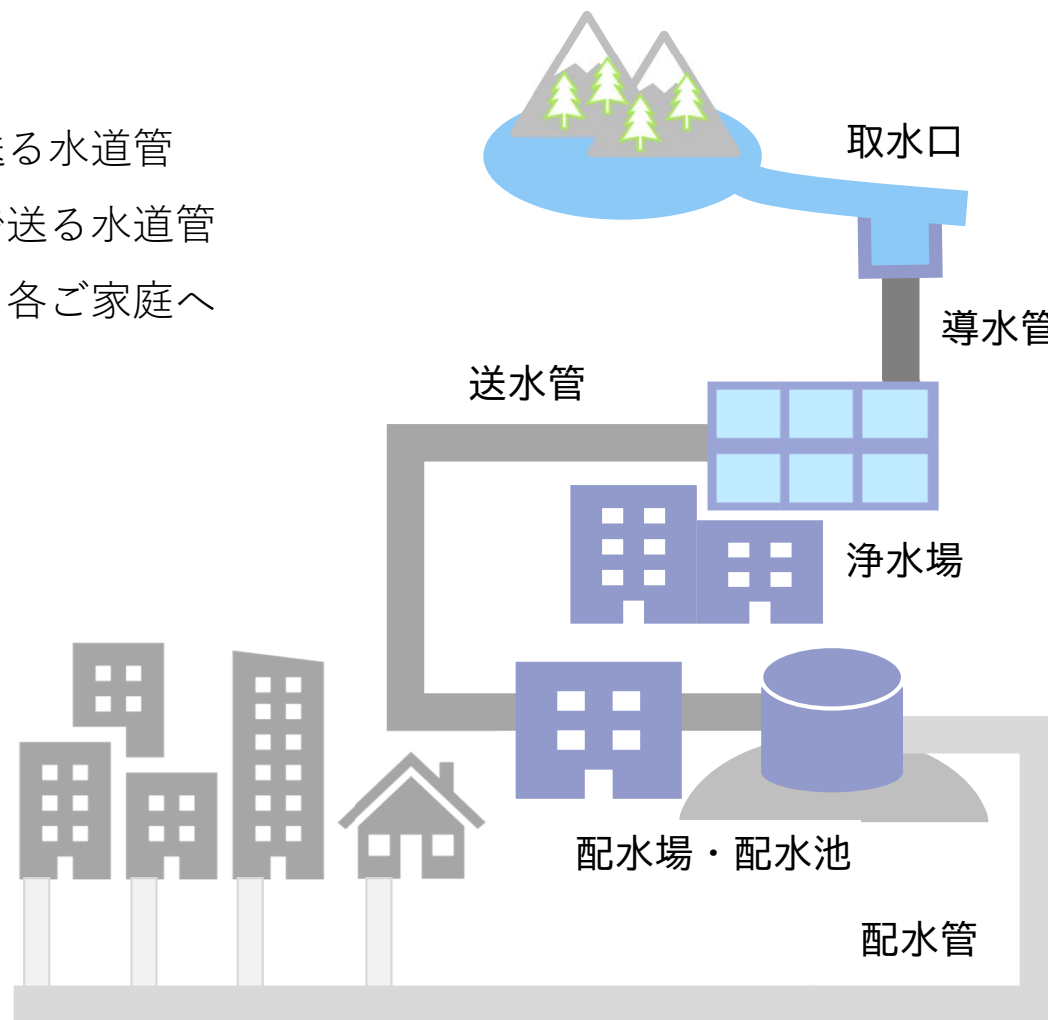


(1) 管種及び延長

- ▷ 導水管は、水源から取水した水を浄水場まで送る水道管
- ▷ 送水管は、浄水場で処理された水を配水池まで送る水道管
- ▷ 配水管は、配水池などにためられた水道水を、各ご家庭へお届けするための水道管

口径別管路延長

管種	口径	延長(km)	
導水管	300mm未満	0.5	4.3
	300mm以上500mm未満	0.6	
	500mm以上1000mm未満	1.1	
	1000mm以上	2.1	
送水管	300mm未満	6.9	63.5
	300mm以上500mm未満	14.6	
	500mm以上1000mm未満	28.3	
	1000mm以上	13.7	
配水管	300mm未満	989.3	1,131.3
	300mm以上500mm未満	111.6	
	500mm以上1000mm未満	29.5	
	1000mm以上	0.9	
計		1,199.1	



2. 水道管路



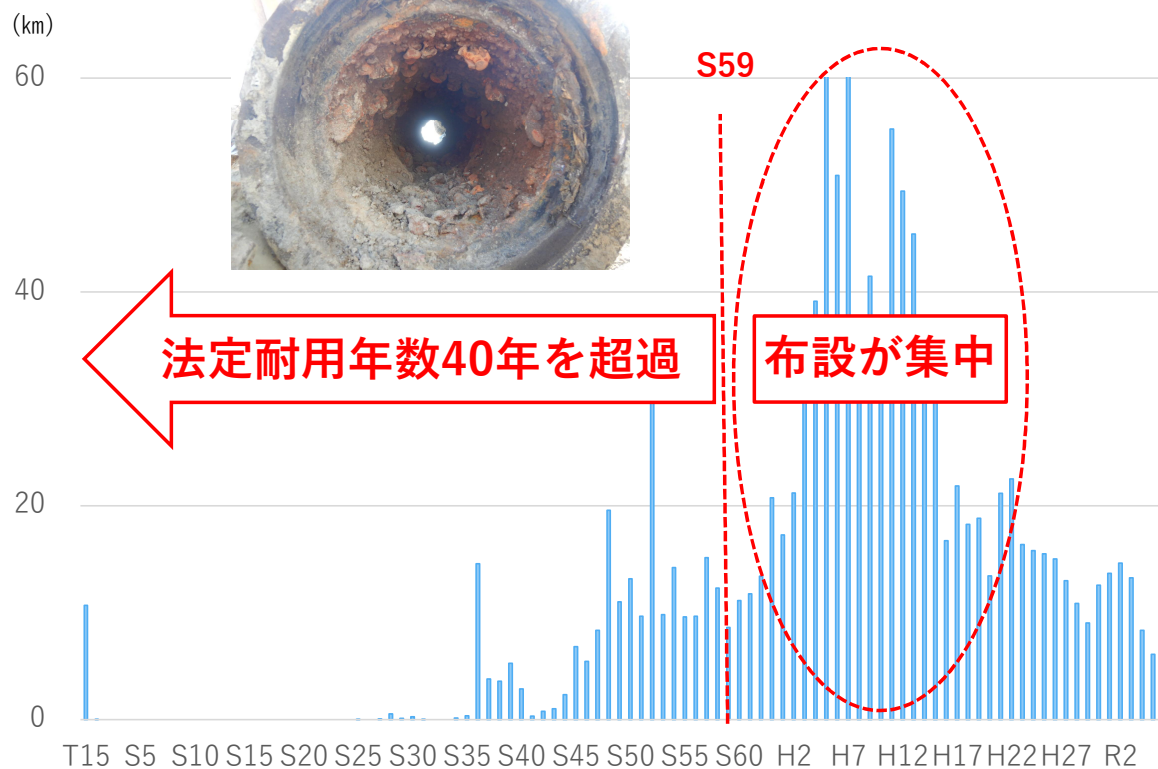
(2) 耐震管率

- ▷ 平成初期に布設された管路が最も多く存在
- ▷ 法定耐用年数40年を超過している管路は約230km
- ▷ R6年度に更新した管路延長は4.3km

耐震管率

種別		延長 (km)	耐震管 (km)	耐震管率 (%)
基幹管路	導水管	4.3	1.5	35.9
	送水管	63.5	28.4	44.6
	配水本管	142.0	80.4	56.6
	計	209.8	110.2	52.5
配水支管		989.3	366.2	37.0
計		1,199.1	476.5	39.7

老朽管



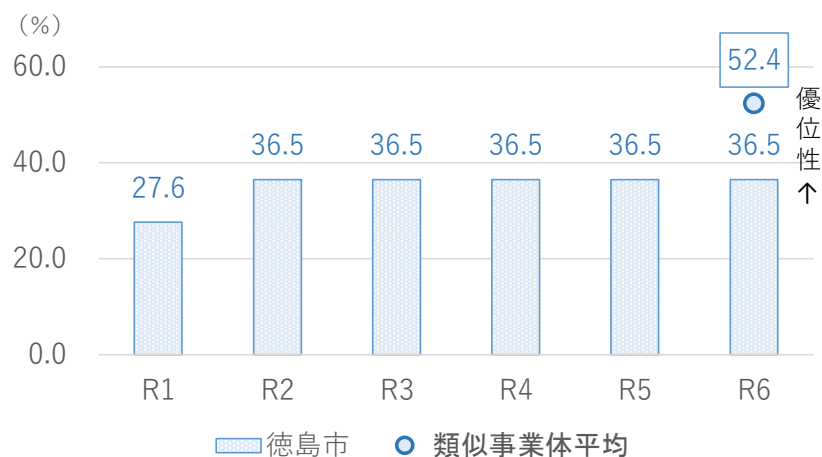
3. 類似事業体との比較



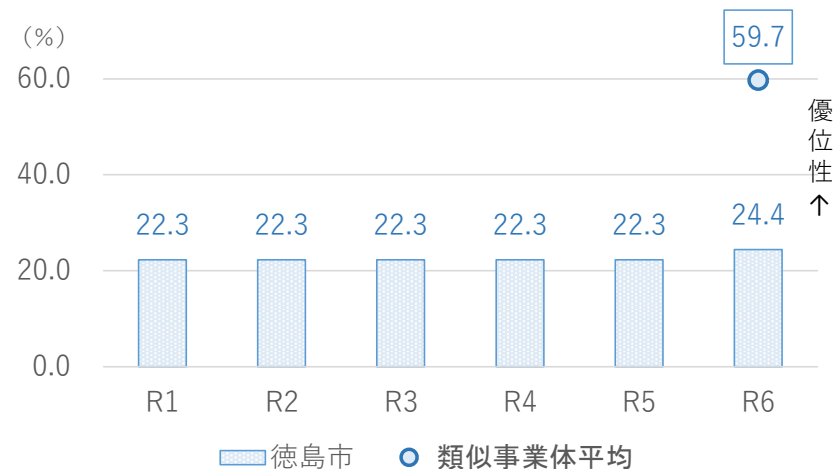
(1) 構造物・設備の更新・耐震化

- ▷ 構造物・設備の耐震化率は、類似事業体平均よりも低い
- ▷ 今後の水需要の減少を踏まえた施設能力の適正化が必要

浄水施設の耐震化率



配水池の耐震化率



※ 類似事業体は、本市と事業規模が似通った事業体（給水人口15万人以上30万人未満、浄水受水率0%）のうち、業務指標（PI）をホームページで公開している12事業体を抽出
※ 業務指標（PI）とは、水道事業の事業活動全般を定量化するため、公益社団法人日本水道協会が「水道事業ガイドライン」で定めた指標

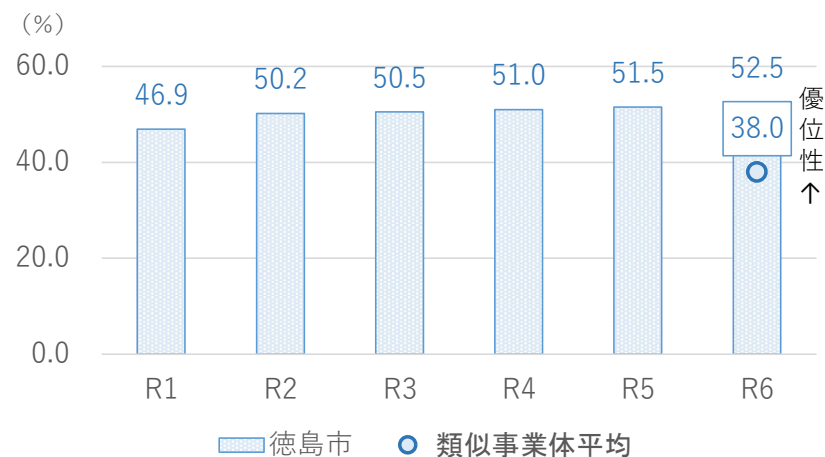
3. 類似事業体との比較



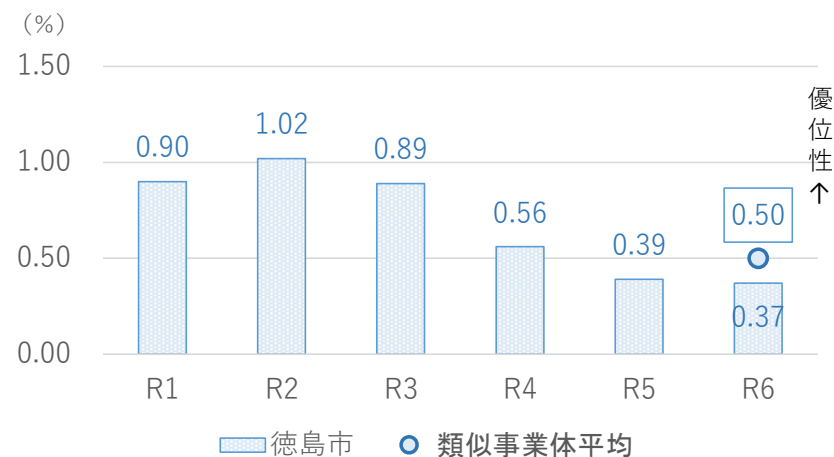
(2) 管路の更新・耐震化

- ▷ 基幹管路（導水管・送水管・口径300mm以上の配水管）を中心に耐震化・長寿命化
- ▷ 基幹管路の耐震管率は52.5%で類似事業体平均よりも高い
- ▷ 管路の更新率は年々低下しており、類似事業体平均よりも低い

基幹管路の耐震管率



管路の更新率



4. 更新の考え方



(1) 更新基準年数

- ▷ 法定耐用年数に基づいた構造物・設備及び管路の更新では多額の費用が必要
- ▷ 実使用年数に基づいた更新基準年数で更新

構造物・設備の更新基準年数

法定耐用年数の1.2倍以上

工種	主な法定耐用年数	法定耐用年数 ×	更新基準年数
建築	50年	1.4	70年
土木	60年	1.2	72年
電気	15年	1.7	25年
機械	15年	1.6	24年
計装	10年	2.1	21年

管路の更新基準年数

法定耐用年数の1.5倍以上

管種	法定耐用年数	更新基準年数	
		導水管・送水管 ・配水管 φ 300以上	配水管 φ 250以下
ダクティル鋳鉄管(耐)	40年	80年	80年
ダクティル鋳鉄管	40年	60年	80年
鋳鉄管	40年	40年	50年
ポリエチレン管	40年	40年	60年
ステンレス鋼管	40年	40年	60年
鋼管	40年	40年	70年
ビニル管	40年	40年	60年
その他管	40年	40年	40年

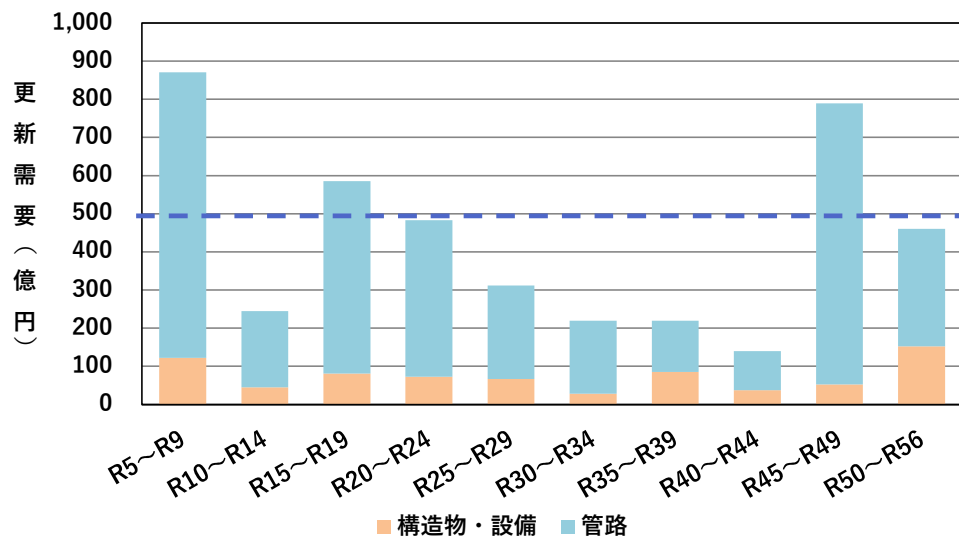
4. 更新の考え方



(2) 更新需要

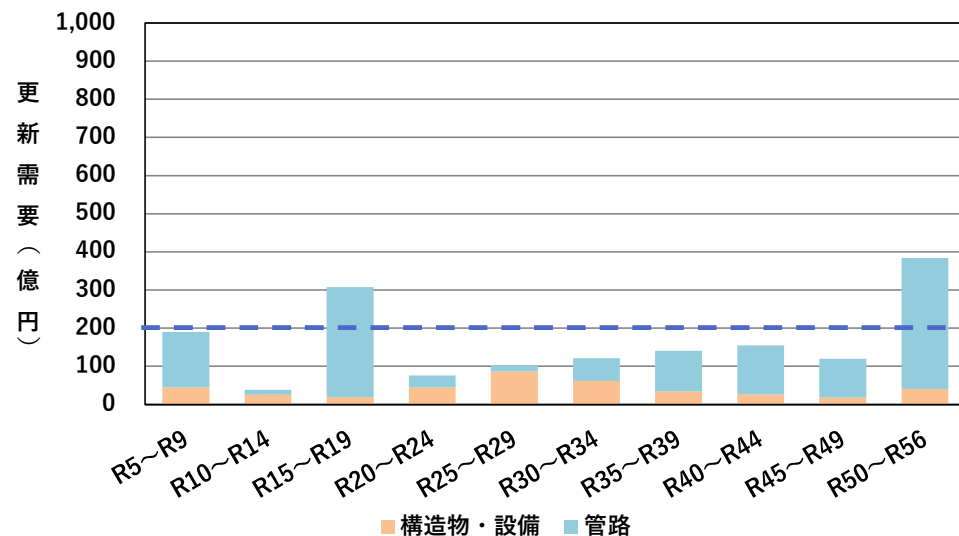
法定耐用年数で更新する場合

- ▷ 5年間の投資が500億円を超える部分が3箇所もあり、50年間の累計で約4,324億円の投資見込みとなり、平均すると年間約**86億円**の投資が必要



更新基準年数で更新する場合

- ▷ 5年間の投資が200億円を超える部分が2箇所であり、50年間の累計で約1,233億円の投資見込みとなり、平均すると年間約**25億円**の投資が必要



5. 管路に係る重点事業



(1) 重要給水施設

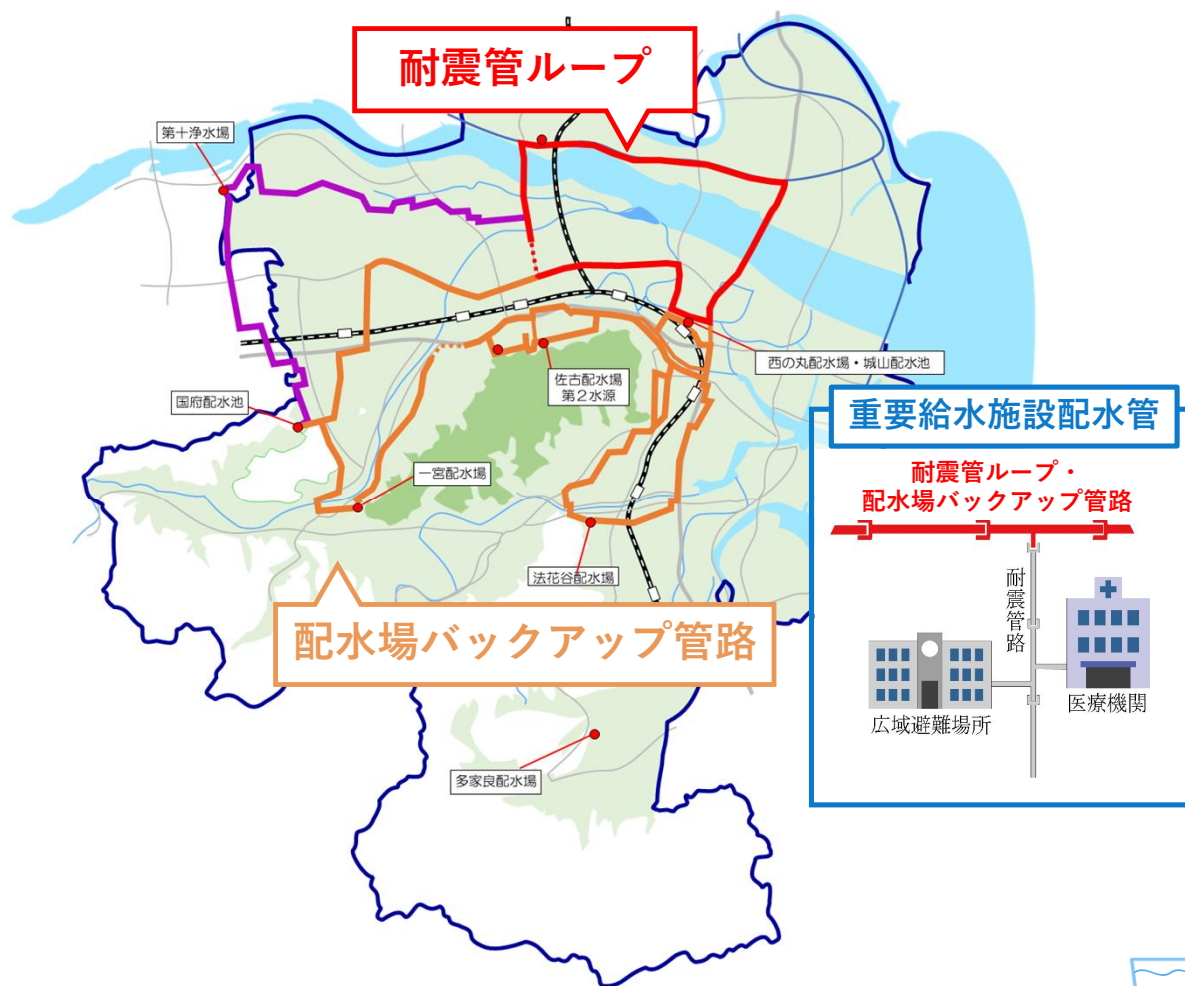
- ▷ 災害時の給水優先度の高い施設（広域避難場所、応急救護所設置予定場所、医療機関等）への耐震管路

(2) 耐震管ループ

- ▷ 災害時にも第十浄水場から市内中心部へ送水を可能とするため、川内・応神・渭北・加茂・不動地区をループ状に結ぶ耐震管路

(3) 配水場バックアップ管路

- ▷ 一部の配水場が被災した際にも水融通を可能とするため、西の丸・法花谷・佐古・一宮等の主要な配水場を相互に連絡する耐震管路



6. 水道料金



(1) 料金体系

- ▷ 使用用途によって料金が異なる**用途別料金体系**
- ▷ 基本料金と従量料金で構成される**二部料金制**
- ▷ 使用水量が増えるほど料金単価が上がる**逓増型**
- ▷ 料金改定は、消費税法改正に伴う改定を除くと、平成22年4月1日に実施（平均改定率19.61%）

水道料金・メーター使用料金表（1戸又は1事業、1か月、税込）

用途		使用水量	料金	メーター口径	料金
一般用	基本料金	8m ³ まで	648円	13mm	73円
	従量料金	8m ³ を超え20m ³ まで1m ³ につき	143円	20mm	83円
		20m ³ を超え30m ³ まで1m ³ につき	178円	25mm	103円
		30m ³ を超えるもの1m ³ につき	224円	40mm	188円
湯屋用	基本料金	200m ³ まで	7,150円	50mm	680円
	従量料金	200m ³ を超え1,000m ³ まで1m ³ につき	73円	75mm	775円
		1,000m ³ を超えるもの1m ³ につき	143円	100mm	858円
特殊用	基本料金		1,320円	150mm	1,382円
	従量料金	1m ³ につき	224円	200mm	2,388円

※「一般用」… 湯屋用及び特殊用以外の用に水道を使用するもの

※「湯屋用」… 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律〔1981（昭和56）年法律第68号〕第2条に規定する公衆浴場に使用するもの

※「特殊用」… 船舶給水、プール給水及び臨時の用に使用するもの

※ 私設消火栓を演習のため使用した場合は、1栓1回（20分以内）につき8m³使用したものとみなし、特殊用の水道料金を適用

6. 水道料金

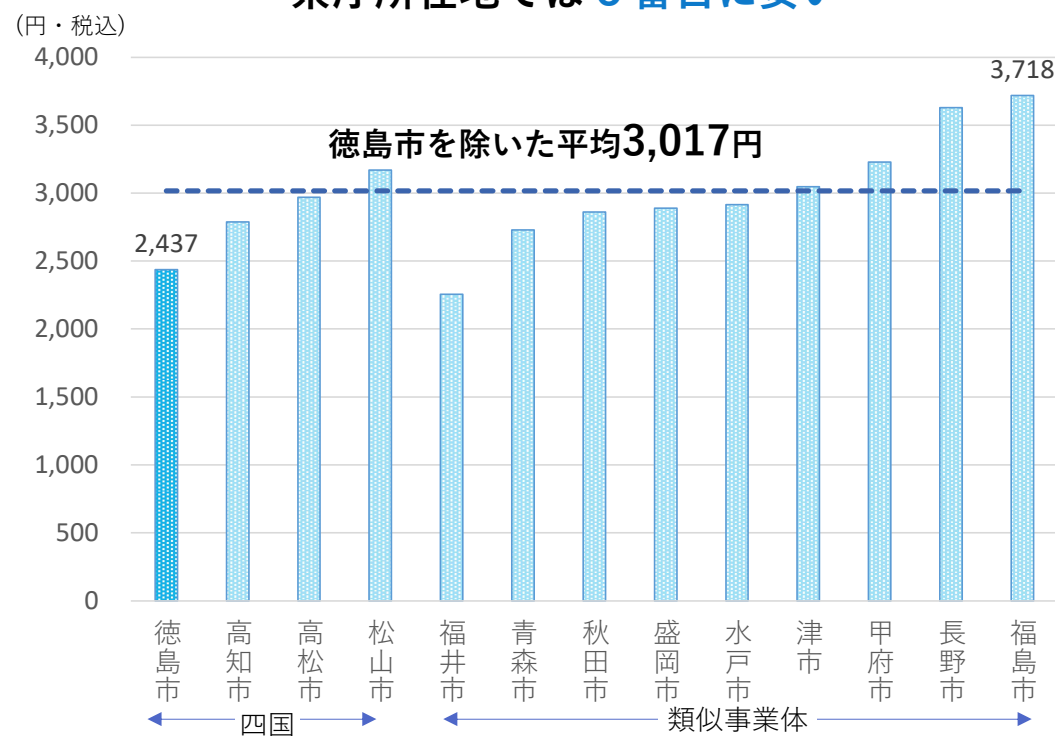


(2) 類似事業体との水道料金比較

- ▷ 家庭用 1 か月 20m^3 あたりの水道料金は、類似事業体（給水人口20万～30万人未満の県庁所在事業体）平均よりも低い値
- ▷ 本市の令和6年度、家庭用 1 か月平均水量は 17m^3 、平均料金は、1,935円

家庭用 1 か月 20m^3 あたりの水道料金比較

県庁所在地では 6 番目に安い



出典：公益社団法人 日本水道協会 水道料金表（令和7年4月1日現在）

7. 水需要の見通し

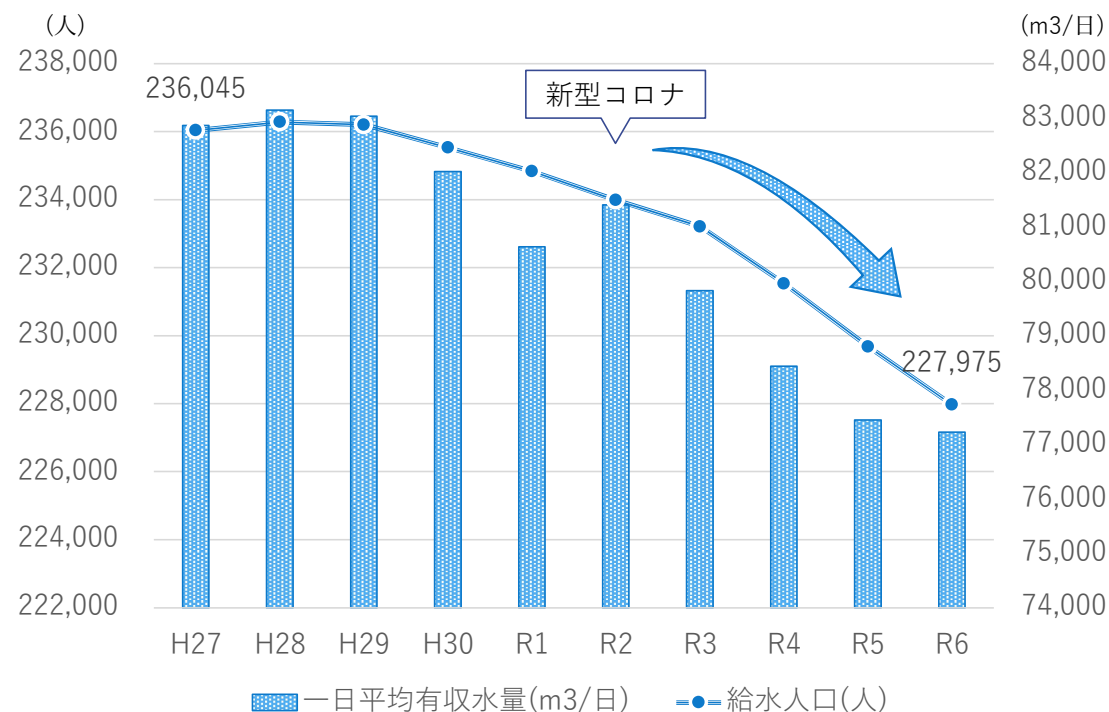


(1) 給水人口及び有収水量の推移

- ▷ 給水人口は、平成18年度（238,860人）をピークに年々減少
- ▷ 1日平均有収水量は、給水人口の減少や節水機器の普及に伴って減少傾向に
- ▷ 有収率（有収水量と配水量の割合）は、95%前後で推移（令和6年度全国平均は89.2%）

給水人口及び有収水量の推移

有収水量は昭和61年度と同水準まで低下

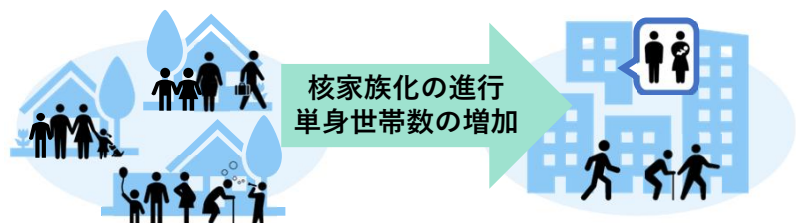


7. 水需要の見通し



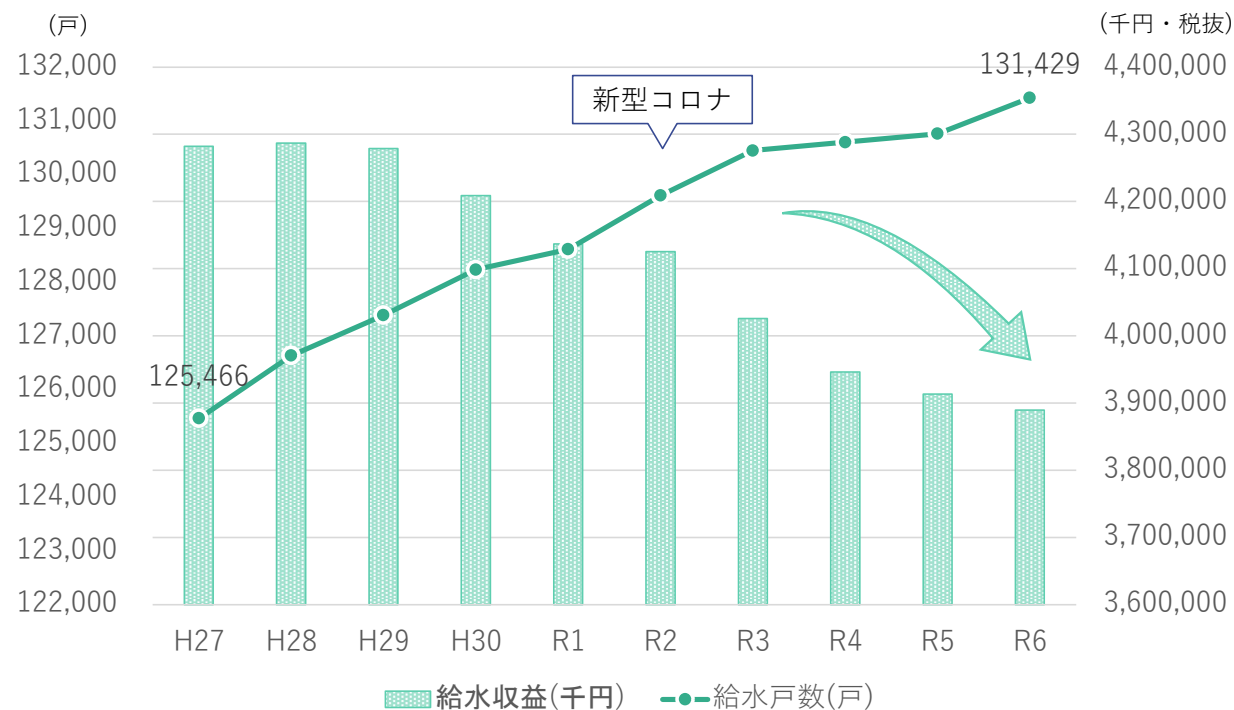
(2) 給水戸数及び給水収益の推移

- ▷ 人口が減少していく中で、給水戸数は、核家族化の進行や単独世帯数の増加などにより年々増加
- ▷ 給水収益の下げ止まりの見えない状況が続いている
- ▷ 需要構造の変化により、使用水量の減少する割合以上に給水収益が減少する傾向



給水戸数及び給水収益の推移

給水収益は5年間で約2億5千万円減少



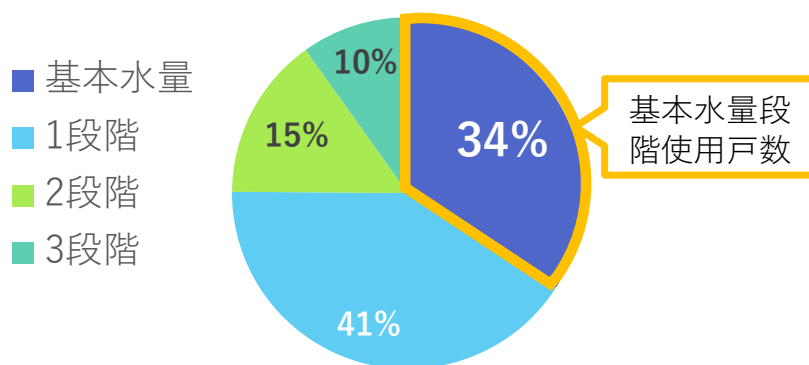
7. 水需要の見通し



(3) 段階別使用戸数割合の推移

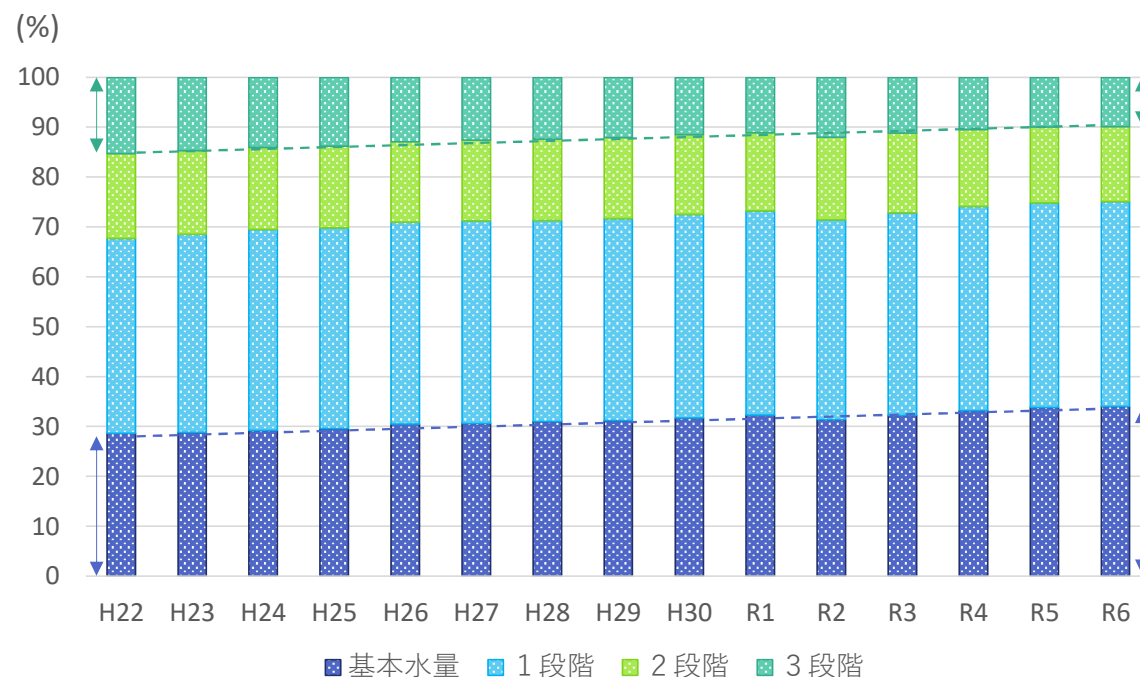
- ▷ 令和6年度の1世帯あたりの人数は1.99人
- ▷ 基本水量以下使用の戸数が、全戸数の約34%
- ▷ 基本料金区画内使用の戸数が増加
- ▷ 従量料金単価の高い区画使用の戸数が減少

令和6年度段階別使用戸数割合



段階別使用戸数割合の推移

基本水量段階使用戸数が増加し、第3段階使用戸数が減少



7. 水需要の見通し



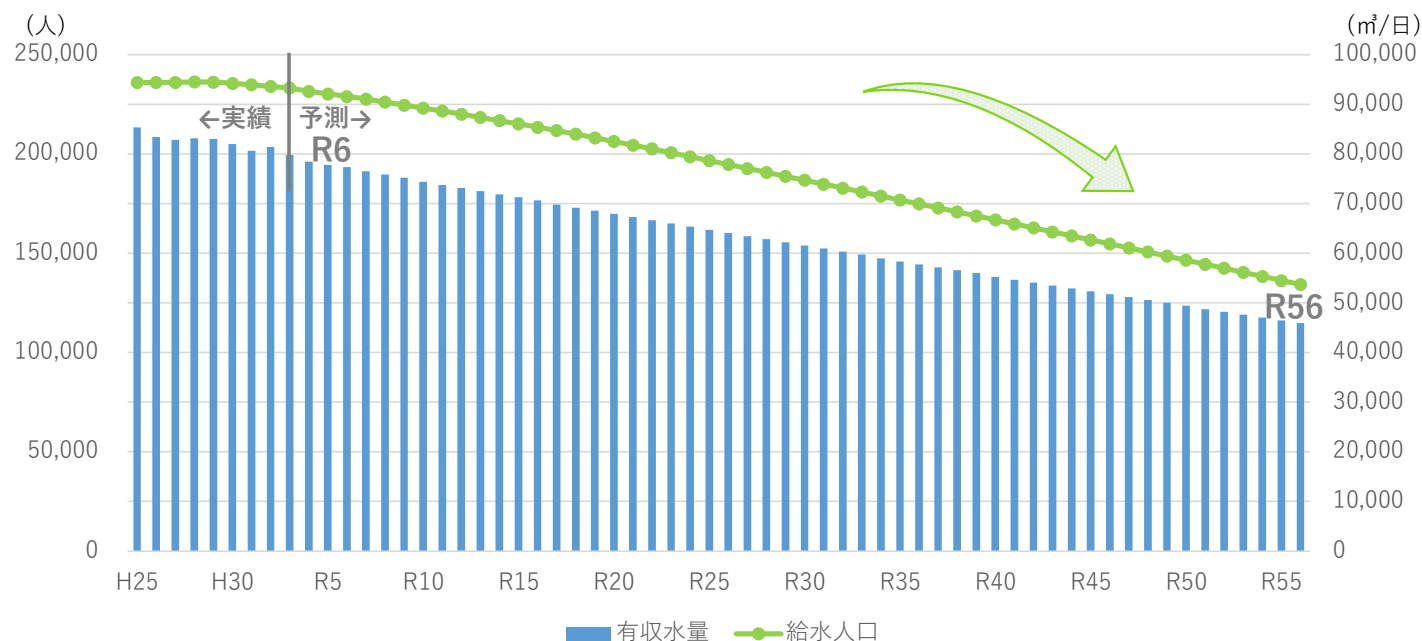
(4) 給水人口・有収水量の予測

▷ 水需要の減少に伴い、給水収益は減少

給水人口	有収水量
令和6年度 227,975人	令和6年度 77,228m ³ /日
令和56年度 134,194人	令和56年度 45,923m ³ /日

給水人口・有収水量の予測

給水人口・有収水量は50年後に41%減少



※国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計をもとに算出

8. 財政収支の見通し

徳島市上下水道事業経営審議会



(1) 投資・財政計画（収益的収支：税抜）水道水を供給するための収入と支出

（単位：千円）

区 分		年 度	令和 7 年度（見込）	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益	4,201,454	4,159,402	4,143,789	4,116,480	4,091,333	4,066,186	4,041,038
		(1)給水収益	3,869,077	3,809,242	3,784,242	3,759,242	3,734,242	3,709,242	3,684,242
		(2)浄水収益	140,271	151,330	151,186	151,039	150,892	150,745	150,597
		(3)売電収益	76,795	69,492	76,861	76,861	76,861	76,861	76,861
		(4)他会計負担金	109,673	122,337	124,499	122,337	122,337	122,337	122,337
		(5)その他	5,638	7,001	7,001	7,001	7,001	7,001	7,001
		2. 営業外収益	578,344	547,819	561,647	570,224	578,289	584,805	580,998
		(1)他会計補助金	13,587	14,565	14,565	14,565	14,565	14,565	14,565
		(2)長期前受金戻入	540,373	514,889	527,733	537,294	545,359	551,875	548,068
		(3)その他	24,384	18,365	19,349	18,365	18,365	18,365	18,365
	収入計 (A)	4,779,798	4,707,221	4,705,436	4,686,704	4,669,622	4,650,991	4,622,036	
	収益的支出	1. 営業費用	4,479,883	4,800,105	4,848,200	4,833,271	4,815,594	4,886,627	4,885,091
		(1)職員給与と費	915,056	932,317	883,673	902,592	864,366	868,159	814,787
		(2)経費	1,338,346	1,677,849	1,766,195	1,772,244	1,780,942	1,789,370	1,800,040
		動力費	243,460	322,053	338,434	335,489	334,707	333,622	334,275
		修繕費	148,758	171,134	181,435	182,890	184,346	185,817	187,306
		委託料	732,126	887,242	940,654	948,195	955,738	963,366	971,087
		その他	214,002	297,420	305,672	305,670	306,151	306,565	307,372
		(3)減価償却費	2,226,481	2,189,939	2,198,332	2,158,435	2,170,286	2,229,098	2,270,264
		2. 営業外費用	263,655	274,982	290,616	319,929	354,312	380,024	408,036
		(1)支払利息	260,756	268,703	284,337	313,650	348,033	373,745	401,757
		(2)その他	2,899	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279
		支出計 (B)	4,743,538	5,075,087	5,138,816	5,153,200	5,169,906	5,266,651	5,293,127
		経常損益 (A)-(B) (C)	36,260	△ 367,866	△ 433,380	△ 466,496	△ 500,284	△ 615,660	△ 671,091
特別損益 (D)		5,295	△ 2,695	△ 1,582	△ 1,582	△ 1,582	△ 1,582	△ 1,582	
当年度純利益（又は純損失）(C)+(D)	41,555	△ 370,561	△ 434,962	△ 468,078	△ 501,866	△ 617,242	△ 672,673		
資金残高	4,614,364	3,694,445	2,808,831	1,781,272	969,682	40,847	△820,786		

8. 財政収支の見通し

徳島市上下水道事業経営審議会



(2) 投資・財政計画（資本的収支：税込）水道施設を整備するための収入と支出

（単位：千円）

区 分		年 度	令和 7 年度（見込）	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	1,010,200	1,011,600	1,353,000	1,433,000	1,195,000	1,253,000	1,209,000
		2. 他会計出資金	15,700	162,800	27,733	27,733	27,733	27,733	27,733
		3. 他会計負担金	23,758	40,207	41,393	41,393	41,393	41,393	41,393
		4. 県補助金	42,977	264,080	346,000	246,000	246,000	246,000	246,000
		5. 加入金	148,060	137,324	146,916	146,916	146,916	146,916	146,916
		6. 工事負担金	51,701	153,820	117,500	117,500	117,500	117,500	117,500
		7. その他	20,760	9,550	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
		計 (A)	1,313,156	1,779,381	2,033,759	2,013,759	1,775,759	1,833,759	1,789,759
	資本的支出	1. 建設改良費	2,173,149	3,093,028	3,382,073	3,582,073	2,987,073	3,132,073	3,022,073
		2. 企業債償還金	1,175,802	1,169,760	1,062,343	919,895	976,834	957,180	935,520
		3. その他	0	5,002	0	0	0	0	0
		計 (B)	3,348,951	4,267,790	4,444,416	4,501,968	3,963,907	4,089,253	3,957,593
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A)			2,035,795	2,488,409	2,410,657	2,488,209	2,188,148	2,255,494	2,167,834
企業債残高			16,709,343	16,551,183	16,841,840	17,354,945	17,573,111	17,868,931	18,142,411

9. これまでの経営改善に向けた取組

徳島市上下水道事業経営審議会

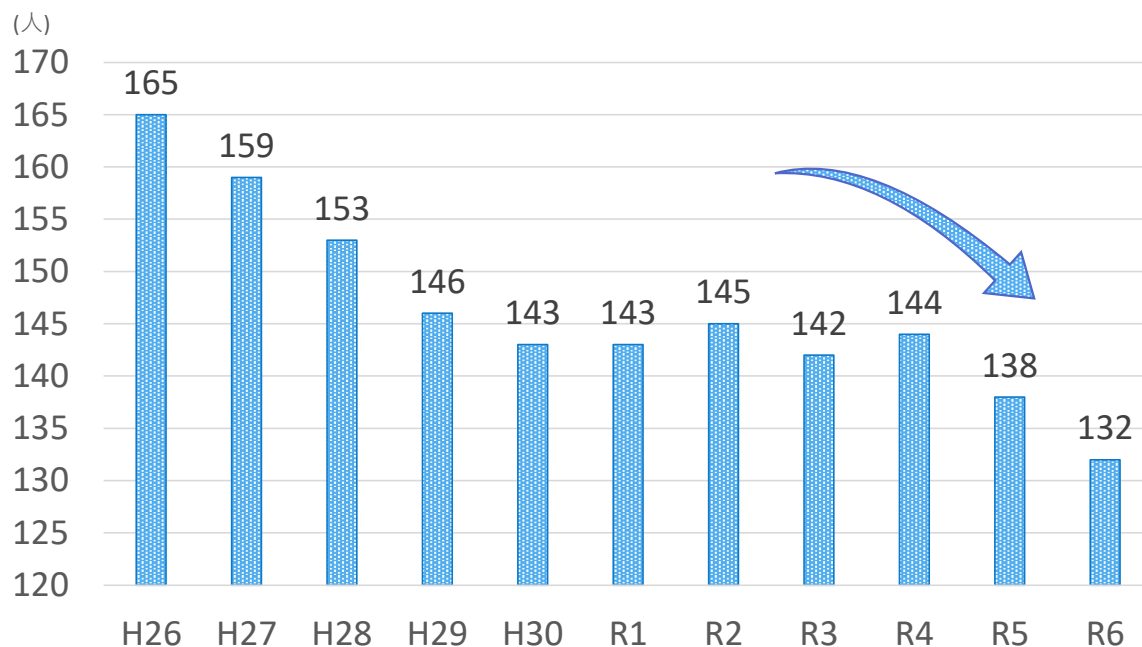


(1) 職員数の推移

- ▷ 令和6年度末の水道事業の職員数は**132**人
(管理者1人、再任用職員9人、会計年度任用職員2人を含む)
- ▷ 平成29年度から新規職員採用を一時中止
- ▷ 令和6年度末、類似事業体（給水人口20万人以上30万人未満の33事業体）の職員数の平均は**91**人
- ▷ 四国内では、香川県広域水道企業団で**525**人、松山市で**137**人、高知市で**138**人。

職員数の推移

職員数は平成26年度と比較すると35人減少



※ R2から会計年度任用職員を含む

9. これまでの経営改善に向けた取組

徳島市上下水道事業経営審議会



(2) 官民連携

- ▷ 水道管路等維持管理業務（H28.7～）
- ▷ 水道料金等徴収業務（H29.3～）
- ▷ 第十浄水場運転管理業務（R5.4～）



標準化・共有化



アウトソーシング



業務品質の向上



これまでの業務

- ▷ 日々の業務に追われて、コア業務に十分な時間を確保できない



業務の効率化

- ▷ コア業務とノンコア業務の切り分けを整理
- ▷ 官民連携などの手法を活用

コア業務

業績に関わる業務、マニュアル化が困難で専門的な判断を要する業務

ノンコア業務

手順や判断基準が明確で繰り返し発生する業務

期待できる効果

- ▷ 特定の人がいないと業務ができない状態（属人化）の解消
- ▷ アウトソーシングによる外部の専門的なノウハウや最新情報の活用
- ▷ コア業務への集中による専門的な知識や技術の蓄積

9. これまでの経営改善に向けた取組

徳島市上下水道事業経営審議会



(3) 脱炭素化事業

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

- ▷ 共通系送水システム設備（H25～H26年度）
- ▷ 佐古ブロック配水システム設備（H26～H27年度）
- ▷ 第十浄水場取水システム設備（H27～H28年度）
- ▷ 第十浄水場自家用太陽光発電設備（H28～H29年度）

固定価格買取制度を活用

- ▷ 第十浄水場売電用太陽光発電設備（H26～H28年度）

インバーター制御ポンプ



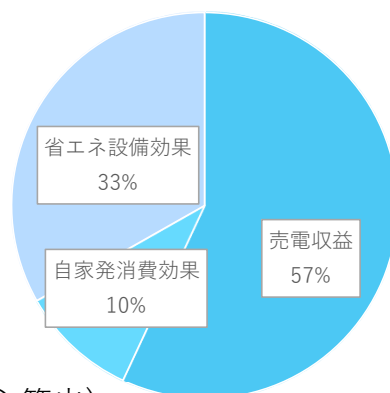
太陽光発電設備



脱炭素化事業によるランニングコスト

令和6年度の効果

1億4,759万円/年



[内訳]

- ① 売電収益 8,408万円
- ② 自家発電消費効果 1,450万円
- ③ 省エネ設備効果 4,901万円(原単位から算出)

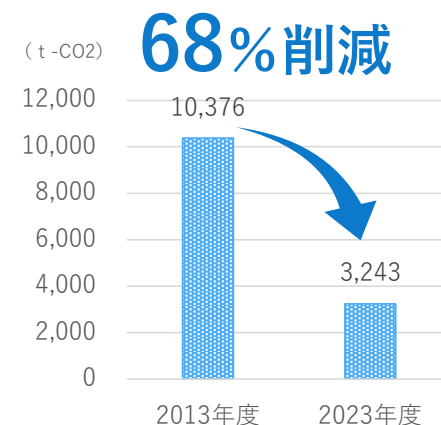
国の2030年度目標46%を上回る脱炭素化を達成

CO2排出量

※ 2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指した目標

2013年度
10,376 t-CO2

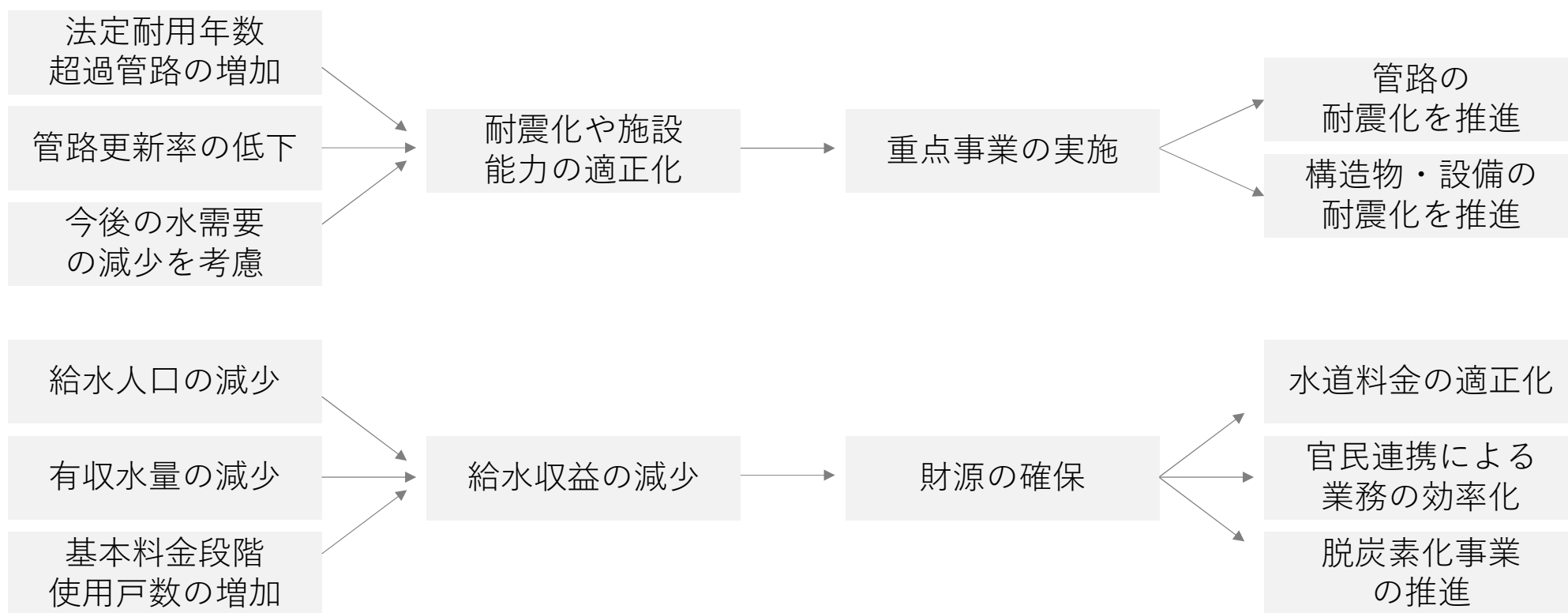
2023年度
3,243 t-CO2



10. まとめ



基本理念：いつでもどこでも、安全・安心な水道水を安定的に供給することを目指します



ご静聴ありがとうございました

Tokushima City Waterworks and Sewerage Bureau

【参考】管路に係る重点事業

徳島市上下水道事業経営審議会



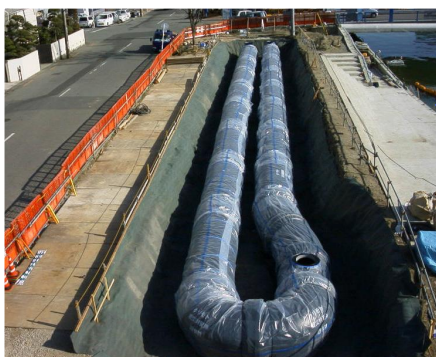
耐震性貯水槽

- ▷ 耐震性貯水槽は、普段、水道管の一部として使用されている
- ▷ 災害時に水道管が破損した場合は、自動的に緊急遮断弁が作動し、貯水槽内に水が貯まる仕組みになっている

蔵本公園 (100m³)
平成8年12月布設



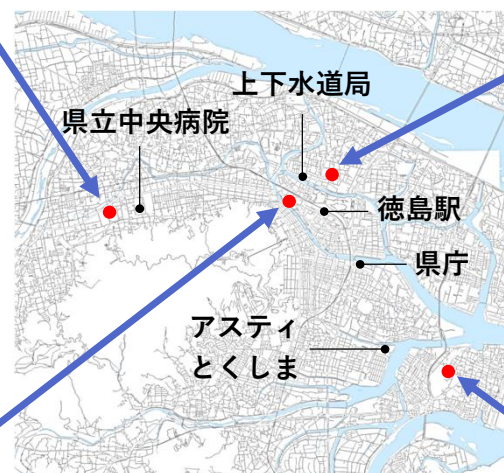
新町川公園 (150m³)
平成14年10月布設



中前川 (40m³)
令和7年3月布設

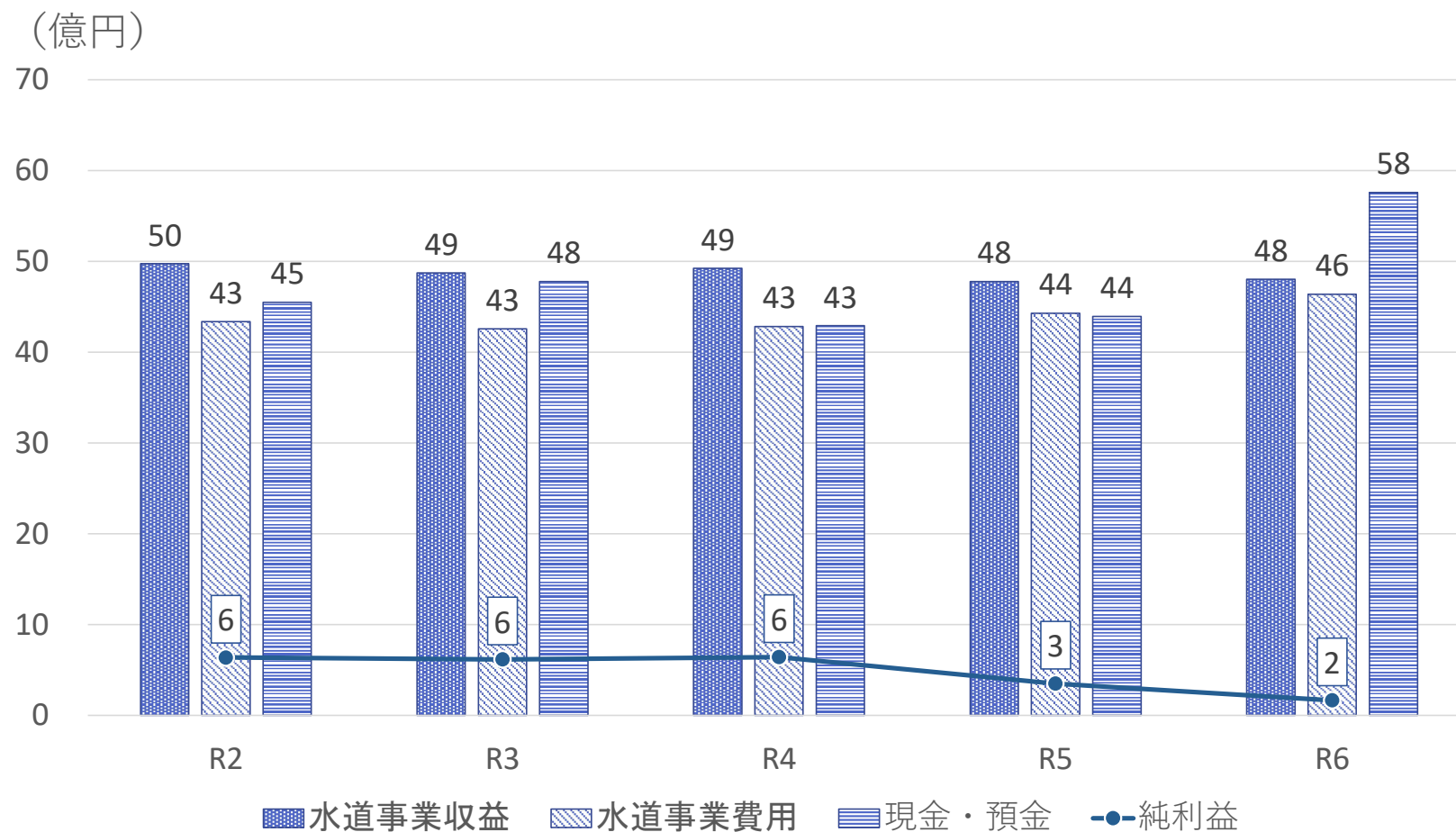


津田小学校 (100m³)
平成9年3月布設



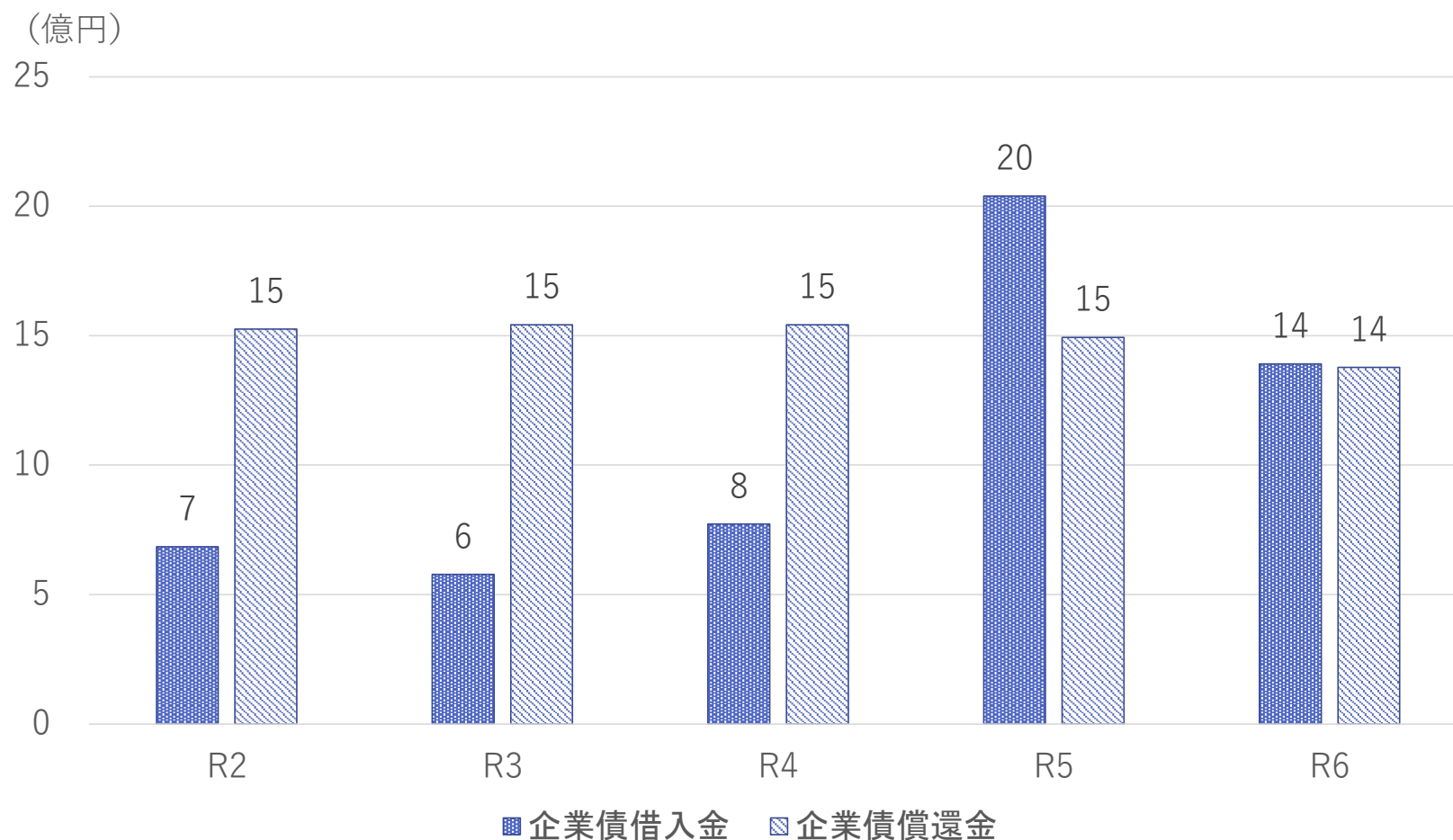
【参考】純利益の推移

徳島市上下水道事業経営審議会



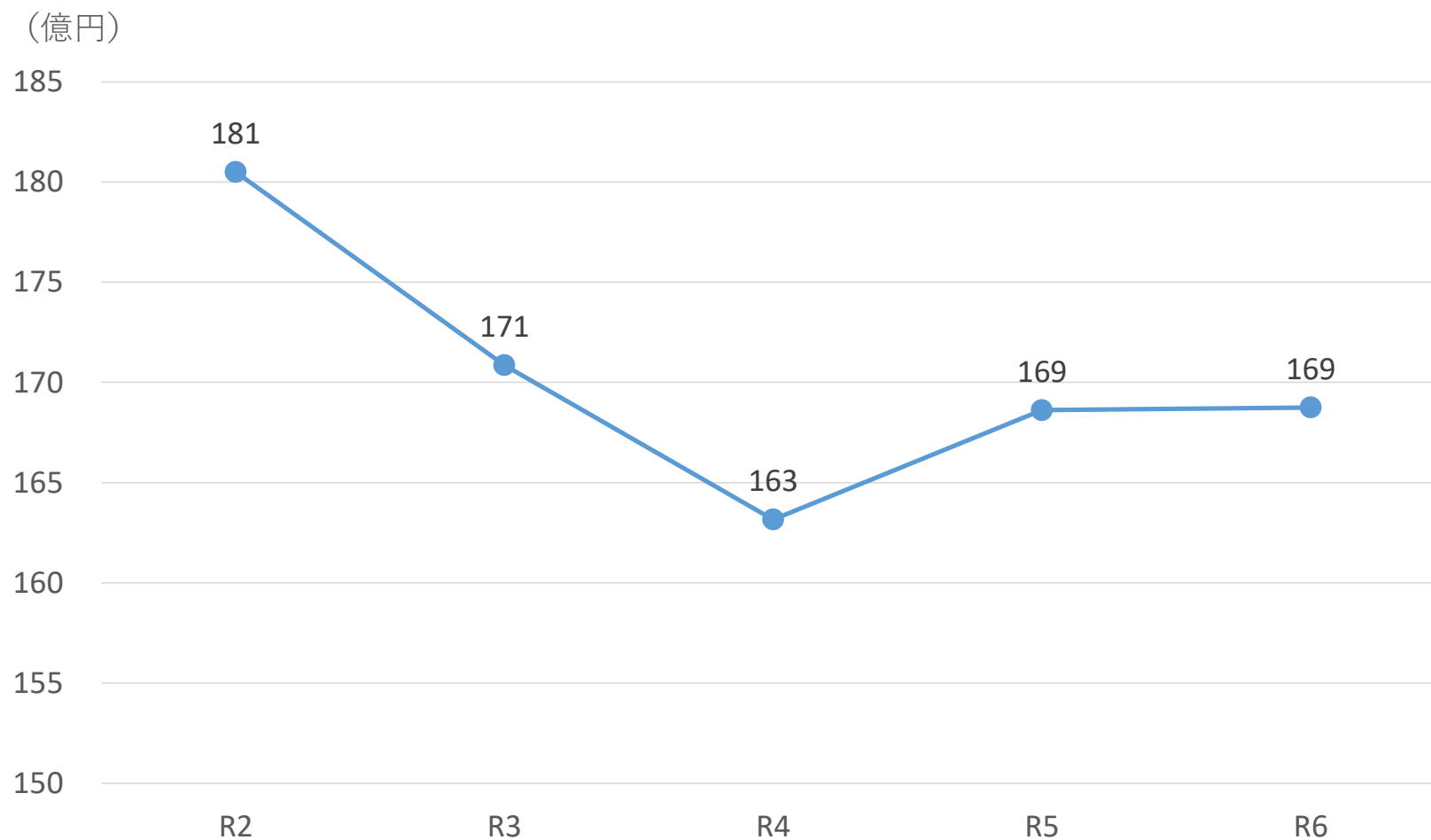
【参考】企業債借入金・企業債償還金の推移

徳島市上下水道事業経営審議会



【参考】企業債残高の推移

徳島市上下水道事業経営審議会





■ 徳島市水道ビジョン2019（とくしますいどうびじょん）

2019（平成31）年3月に策定した徳島市の「水道ビジョン」。2009（平成21）年3月策定の「徳島市水道ビジョン」の計画期間が満了することにあわせて、新たに取り組むべき課題を整理し、将来世代に健全な水道を継承するための道しるべとして、「未来につなぐ水都とくしまの水道」を将来像とした。

■ 水道ビジョン（すいどうびじょん）

平成16年6月に厚生労働省が策定した水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、行程等を包括的に示すもの（平成20年改訂）。

平成25年3月には、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、これまでの「水道ビジョン」を全面的に見直し、50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した「新水道ビジョン」を策定し、水道事業者等が自らの水道事業ビジョンを作成し、その内容の実現に向けた取り組みを積極的に推進することが必要であるとしています。



■ 水源（すいげん）

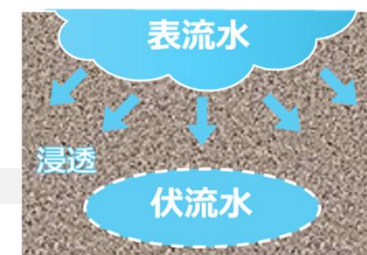
利用する水の供給源。徳島市は表流水、伏流水、地下水の3種類である。

■ 表流水（ひょうりゅうすい）

河川水のうち、河道に沿って流れる水。河川の表面を流れる水のこと。

■ 伏流水（ふくりゅうすい）

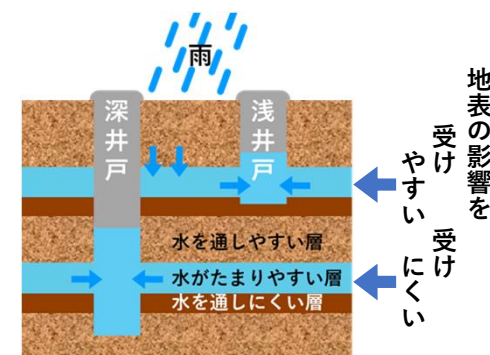
伏流水とは河川水等の地表水が周辺の砂層などの中に浸透して流れる水のことをいいます。伏流水は地中でろ過が行われるため、地表水と比べて水質が良好で、濁りが少ないのが特徴です。



■ 地下水（ちかすい）

一般的に、水を通しにくい不透水層より上の、深さが10～30m程度の比較的浅い地下水を浅井戸水、水を通しにくい層より下の地下水を深井戸水といいます。

いずれの井戸水も水質は良好で安定していますが、台風などの降雨や、汚染物質が地上から浸透することで影響を受けることがあります。また、浅井戸水に比べて、深井戸水は地上からの影響は受けにくいですが、一度汚染されてしまうと、その影響が長く続いてしまいます。





■ 取水量（しゅすいりょう）

水源から取水された水の量。

■ 取水施設（しゅすいしせつ）

原水を取り入れるための施設総体。河川水などの表流水の取水施設としては、取水堰、取水門などがあり、地下水や伏流水の取水施設としては、浅井戸、深井戸、取水埋渠などがある。

取水施設（取水口）



■ 浄水施設（じょうすいしせつ）

川などで取水した原水を、飲用に適するように処理する施設。

浄水処理の方法は、塩素消毒のみ・緩速ろ過方式・急速ろ過方式・膜ろ過方式などがあり、水源の水質等により適切なものを選定している。

浄水施設（第十浄水場）



■ 浄水場（じょうすいじょう）

浄水施設の一つ。原水を安心して飲むことができる水道水にするため、浄水処理を行っている。



■ 配水場（はいすいじょう）・配水池（はいすいち）

浄水処理された水を一時的に貯留する施設。

浄水場から直接利用者に届けるのではなく、いったん配水施設に溜め、時間帯による水の使用量の変化にかかわらず、いつでも適切な圧力で各利用者に送水ができます。

また、災害時などに送水が止まったときでも、配水施設にたまっている水を使用することができます。

国府配水池



■ 配水施設（はいすいしせつ）

配水池、配水塔、高架タンク、配水管、ポンプ及びバルブ、その他の付属設備から構成される配水のための施設。

調整池（佐古配水場）

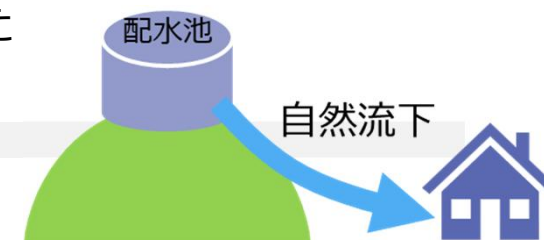


■ 自然流下（しぜんりゅうか）

高いところから低いところへ流れる自然の位置エネルギーを利用した水の流れ。

■ 配水ブロック（はいすいぶろっく）

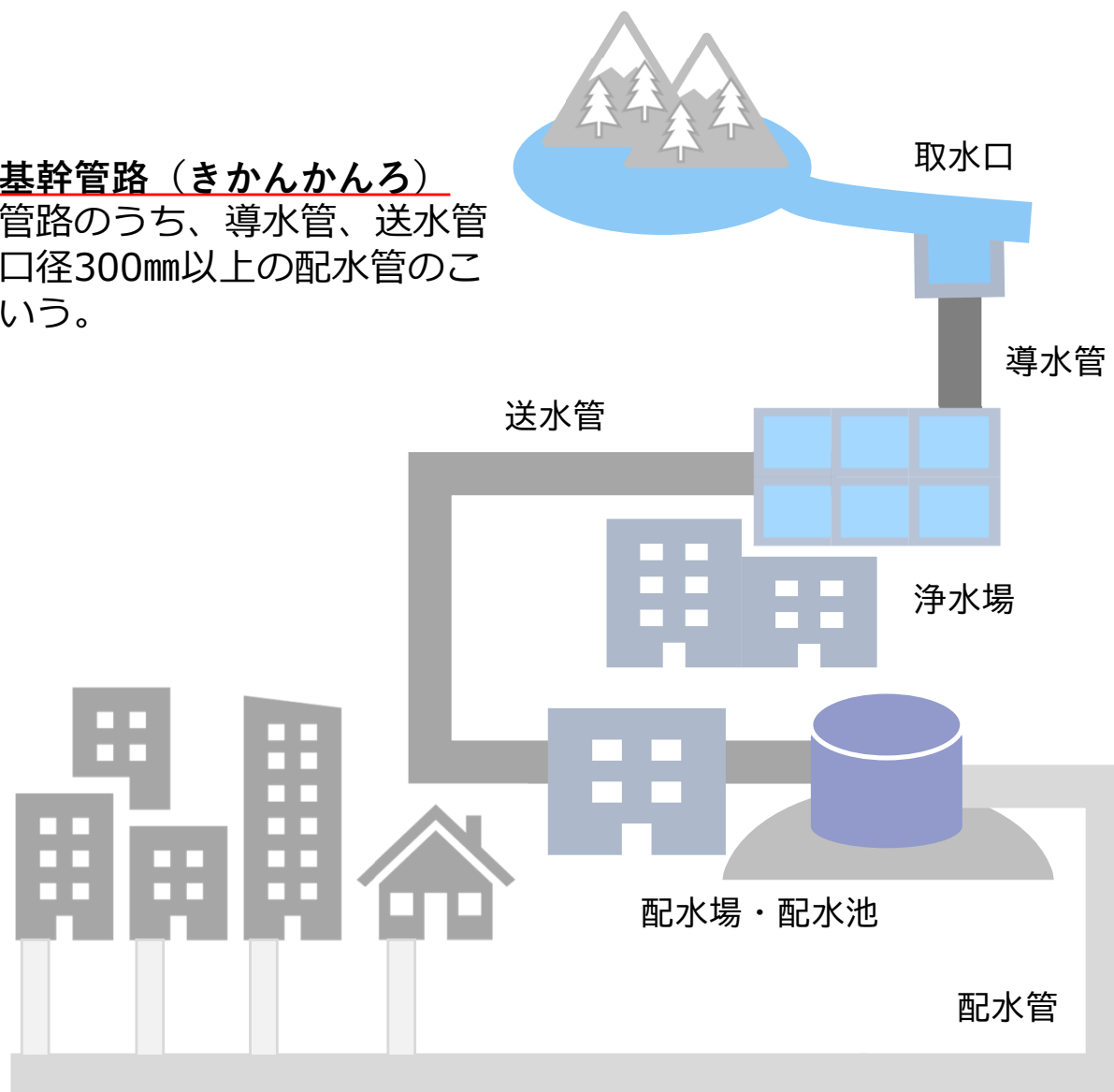
徳島市の給水区域を、各配水池を中心に9箇所に区分し、効率的な運用に努めている。





■ 基幹管路（きかんかんろ）

水道管路のうち、導水管、送水管及び口径300mm以上の配水管のことをいう。



■ 取水口（しゅすいこう）

原水を取り入れるための施設。

■ 導水管（どうすいかん）

取水施設を経た水を浄水場まで導く管。

■ 送水管（そうすいかん）

浄水場から配水池まで、浄水を送る管。

■ 浄水場（じょうすいじょう）

原水を安心して飲むことができる水道水にするため、浄水処理を行っている。

■ 配水場（はいすいじょう）・配水池（はいすいち）

浄水処理された水を一時的に貯留する施設。

■ 配水管（はいすいかん）

各水道利用者へ浄水を配水するための管。



■ 法定耐用年数（ほうていたいようねんすう）

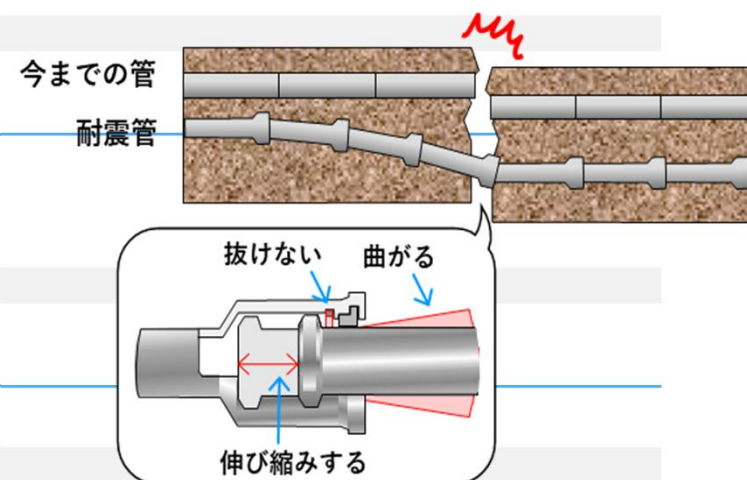
減価償却費を計算する上での基準年数。地方公営企業法施行規則に定められており、水道用の配水管は40年とされる。

■ 耐震管（たいしんかん）

地震が発生しても水道管の継手部分に可とう性・伸縮性があるって抜けない水道管。

■ 耐震管率（たいしんかんりつ）

水道管路の総延長に対する耐震管の割合。



■ 耐震化（たいしんか）

地震や風水害などの災害時に、被害を最小限にとどめ、給水機能を確保するため、供給ルートの確保や耐震性のある水道管の採用などを実施すること。

■ 長寿命化（ちょうじゅみょうか）

法定耐用年数によらず、施設の更新を行うこと。

水道施設の維持・修繕を適切に行い、老朽化等に起因する事故を防止するなど、水道施設を適切に管理するとともに、予防保全の観点から、点検等を通じて施設を適切に把握することで投資の抑制を図ることができる。



■ 更新基準年数（こうしんきじゅんねんすう）

水道事業者等における更新実績を踏まえた実使用年数に基づいて設定された施設更新の基準年数。最近の水道用配水管においては、法定耐用年数より長いとされることが多い。

■ 更新需要（こうしんじゅよう）

法定耐用年数または更新基準年数を経過した施設の性能を維持向上するために必要な費用。

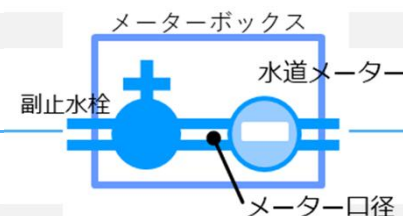


■ 用途別料金体系（ようとべつりょうきんたいけい）

使用用途（例：家庭用、営業用、浴場用、工場用等）に応じて料金格差を設ける料金体系。

■ 口径別料金体系（こうけいべつりょうきんたいけい）

水道メータの口径の大きさと使用水量とに応じて設定する料金体系。



■ 二部料金制（にぶりょうきんせい）

使用水量の有無とは無関係な一定額の定額料金（基本料金）と、使用水量に応じた従量料金との二つの部分から構成される料金制。

■ 基本料金（きほんりょうりょうきん）

二部料金制において、水道水の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分のこと。

■ 従量料金（じゅうりょうりょうきん）

水道水の使用量に応じ、1 m³当たりいくらかとして徴収される料金である。

■ 逦増型（ていぞうがた）

使用水量が多くなるほど1 m³当たりの料金が段階的に高くなるもの。



■ 水需要（みずじゅうよう）

徳島市で暮らす市民の生活や経済活動等に必要な水の量。

■ 給水人口（きゅうすいじんこう）

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。

■ 給水戸数（きゅうすいこすう）

給水契約の対象となっている戸数のこと。共同住宅も世帯別に基本料金が適用されているものは給水戸数として数える。

■ 給水収益（きゅうすいしゅうえき）

通常、水道料金として収入となる収益。

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料（自治法225条）をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益である。

■ 段階別使用戸数（だんかいべつしょうこすう）

使用水量によって分けられた区画に属する給水戸数の合計。



令和6年度年間配水量

■ 有収率（ゆうしゅうりつ）

有収水量を配水量で除したもの。配水量に対して水道料金徴収の対象となった水量の割合。

■ 有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

料金徴収の対象となった水の量及び他会計から収入のあった水の量。

■ 配水量（はいすいりょう）

浄水場から市内へ、配水管を経て送り出された水量。

■ 有効水量（ゆうこうすいりょう）

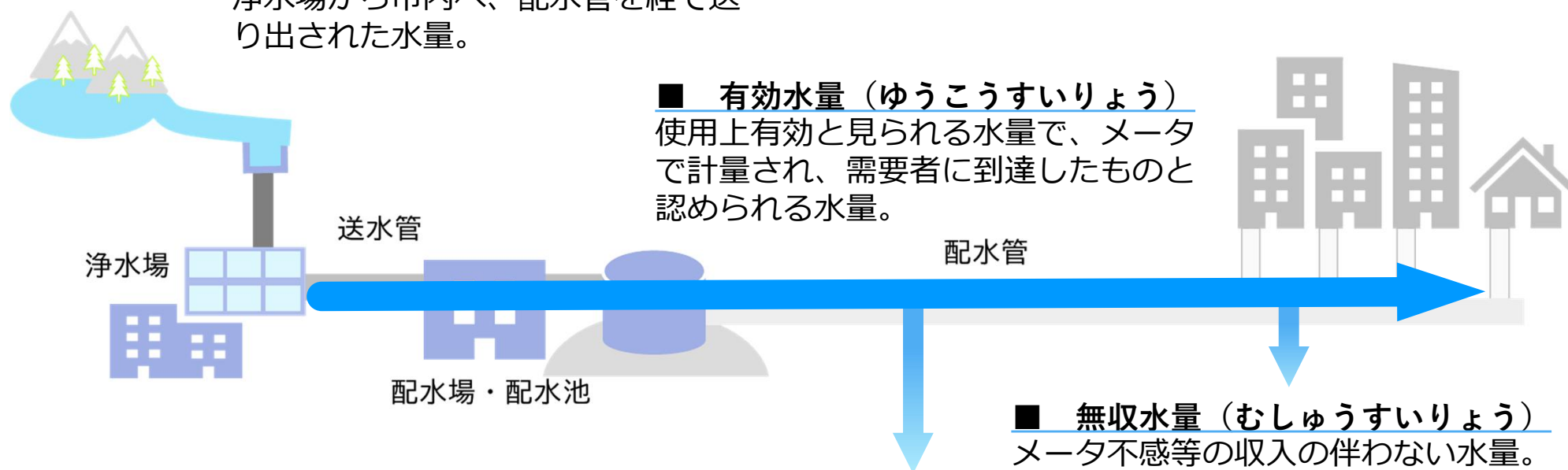
使用上有効と見られる水量で、メータで計量され、需要者に到達したものと認められる水量。

■ 無収水量（むしゅうすいりょう）

メータ不感等の収入の伴わない水量。

■ 無効水量（むこうすいりょう）

漏水など使用上無効と思われる水の量。





■ 官民連携（かんみんれんけい）

民間企業のノウハウを水道事業のアシスト動力として利用しようとするもの。

手法については、個別の業務を委託する形のほか、水道法第二十四条の三の規定に基づく水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託、同法第二十四条の四に規定する水道施設運営等事業など、様々な形態が存在する。

■ アウトソーシング（あうとそーしんぐ）

業務の一部を外部企業に委託すること。主にコストの低減を目的とするが、近年では、知識や経験の不足している業務の円滑な進行と人材不足を解消し、職員をコア業務に集中させることで企業価値の維持・向上を目指す目的で実施される。

■ 脱炭素化事業（だつたんそかじぎょう）

2050年カーボンニュートラル実現や2030年度削減目標の達成に向け、資金調達が難しい脱炭素化に資する事業に対して、国が、資金供給その他の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図るとともに、地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策のための費用に関して必要な財政上の措置を行おうとするもの。